

豊田市にお住まいの大学生等の方は 入院費の助成が受けられます！

入院にかかる医療費を医療機関へ支払った後、市へ申請してください。

○対象となる人は？

大学生等（大学院生は対象となりません。）

19歳になる年度の4月1日から24歳になる年度の3月31日までの間にある方で次のすべての要件を満たす学生

- ・大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在学している方
- ・税法上の同一生計配偶者や扶養親族に該当する方

※扶養する人がいない場合は、本人の前年（入院日が1月から7月までの場合は前々年）の所得が扶養の範囲内の方

※豊田市に居住し、住民登録がある人に限ります。

※令和2年4月1日以後の入院にかかる保険診療分について、自己負担額が全額助成になります。

○医療機関窓口での、マイナ保険証を利用した限度額情報の表示の同意又は、健康保険組合等発行の「限度額適用認定証」の提示にご協力ください。

入院費が高額になる恐れがありますので、医療機関の窓口で支払う自己負担額を一定の限度額までに抑制できるよう、限度額情報表示の同意又は、限度額適用認定証の提示をしてください。

○助成を受けるためには？

入院費を医療機関の窓口で支払った後、必要書類を揃えて下記申請場所で5年以内に助成の申請をしていただくことで自己負担分を後日口座に振り込みます。申請から支払いまで、約2か月程度かかります。

◆ 必要書類 ◆

- ①領収書（受診者名、受診日、保険点数等の記載のあるもの） ②振込先口座のわかる通帳等
- ③入院時の保険資格のわかるもの
（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナンバーカードのいずれか1点）
- ④健康保険組合等から発行される、限度額適用認定証〈お持ちの場合のみ〉
- ⑤健康保険組合等から発行される、高額療養費や附加給付金等の「医療費のお知らせ」、「支給決定通知書」、等 健康保険によって名称が異なります。〈支給がある場合のみ〉
- ⑥入院期間中に在学していたことがわかるもの（退院後に発行された在学証明書など、在学期間がわかるもの）。学生証は証明書にはなりません。
- ⑦税法上の被扶養者であることがわかるもの 扶養する人がいない場合は、本人の前年（入院日が1月から7月までの場合は前々年）の所得が扶養の範囲内であることがわかるもの（源泉徴収票等）
※豊田市に住民登録がある方は、申請書の同意欄で源泉徴収票などを省略できる場合があります。

👉⑤が必要な場合は？〈支給がある場合とは？〉

- 医療機関の窓口でお支払いの際に限度額適用認定証を提示せず、高額療養費に該当している場合
- 健康保険組合等から附加給付金が支給される場合 など

健康保険組合等負担：7割

自己負担：3割

※自己負担額3割のうち健康保険組合から高額療養費・附加給付が支給された場合、**福祉医療で助成する分は※部分のみです。**

高額療養費

附加給付

✖

➡ 申請に必要なもの⑤についてご不明な点がある場合は、一度健康保険組合等にご確認ください。



詳しくはこちら

○申請場所 市役所 福祉医療課（東庁舎1階）・旭支所・足助支所・稲武支所
小原支所・下山支所・藤岡支所の窓口

【問合せ先】 豊田市役所 福祉医療課 福祉医療担当 電話（0565）34-6743
FAX（0565）34-6732 e-mail：fukushiiry@city.toyota.aichi.jp